

お客さま各位

インボイス制度開始に伴う対応について

平素より当金庫をご利用いただき、誠にありがとうございます。

令和5年10月1日よりインボイス制度(適格請求書等保存方式)が開始されます。これを受けて、当金庫は下記の対応を行いますので、ご理解を賜りますようお願い申し上げます。

記

1. 適格請求書発行事業者登録番号

大分みらい信用金庫 登録番号 T6320005002697

2. インボイスの発行について

(1) 営業店窓口等でお支払いいただく各種手数料について

営業店窓口等で各種手数料(両替手数料、残高証明発行手数料、融資関係手数料など)をお支払いいただいた場合、インボイスの要件を満たした「領収書」を発行いたします。

(2) 自動振替等でお支払いいただいている各種手数料について

自動振替等で預金口座よりお支払いいただいている各種手数料(貸金庫手数料、夜間金庫手数料、集金手数料、IB基本料、IB振込手数料など)につきましては、インボイスの要件を満たした「インボイス管理票」を新たに作成のうえ交付いたします。

3. 受取方法

お客さまからのご依頼に基づき営業店窓口等でお受け取りが可能となります。インボイスの発行を希望されるお客さまは、お取引店舗の窓口へお申し出ください。

4. ATMおよび自動両替機でのお取引について

ATMおよび自動両替機でのお取引については、発生する手数料が原則3万円未満となりますので、インボイスの交付が不要な「3万円未満の自動販売機、自動サービス機におけるお取引」に該当し、お客さまが一定の事項を記載した帳簿を保存することで消費税の仕入税額控除を受けることが可能になります。そのため、ATMおよび自動両替機から出力される「ご利用明細」等につきましては、インボイス制度に対応する様式改定は実施いたしませんので、ご了承ください。

インボイス制度への対応にかかるお問い合わせにつきましては、お取引店舗の窓口へお問い合わせください。



大分みらい信用金庫